

2009年9月9日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳 明憲

E-mail : [meiken@jris.com.cn](mailto:meiken@jris.com.cn)URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15樓62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ



貿易貸付登記が4回目の緩和

2009年8月28日付で《国家外貨管理局：綜合司：企業の貿易貸付登記管理の関連問題に関する通知》<sup>1</sup>が公布され、9月1日より施行されることになりました。貿易貸付登記管理の緩和は昨年12月以来合計で4回目になります。企業にとっては資金繰り改善につながるフェイバーな改正であり、景気対策の一環として緩和策が打たれたものといえるでしょう。

## 1. 前払金抹消手続きの簡素化

前払金抹消手続きが、従来の貿易貸付登記管理システムで抹消登録、外貨管理局による確認、の2ステップだったものが、貿易貸付登記管理システムで抹消登録だけでよくなります。

従来	今後
① 既に登記した前払金における貨物通関輸入（または輸入備案）、または貨物が輸入未済で払戻が発生した場合、企業は輸入貨物報関単（または輸入貨物備案明細）の発行日または払戻日より15営業日以内に、直接貿易貸付登記管理システムで前払金抹消手続を行う。	左記の①のみ。
② 外貨管理局が確認した後に限度額が復活。	

<sup>1</sup> 匯綜発[2009]108号

## 2. 前払金登記の基礎比率引き上げ

前払金登記の基礎比率について、現在の中国の国際収支状況及び国内外の経済情勢等を勘案し、企業にとって有利な方向へ変更が行われます。具体的には基礎比率が次のように引き上げられます。

従来	今後
前12 ヶ月の輸入外貨支払総額の10%	前12 ヶ月の輸入外貨支払総額の30%

## 3. 限度額管理対象外の金額制限の引き上げ

前受金、延払金、前払金について、限度額管理される対象となる金額のバーが以下のよう  
に引き上げられます。

	従来	今後
前受金	3 万米ドル相当額以上	5万米ドル相当額以上
延払金		
前払金		

なお、ユーザンス回収に対しては従来どおり債権登記したユーザンス回収は全額確認され  
れます。

## 4. 調整比率の上限撤廃

上で基礎比率の引き上げについて紹介しておりますが、そもそも基礎比率とは、国家外  
貨管理局が我が国の国際収支の変化及び国内外の経済形成等の要素により確定し、システ  
ムにおいて貿易貸付登記を行う全ての企業に対して統一的に設定するものであります。こ  
れに対して、調整比率という概念があり、これは、国家外貨管理局、国家外貨管理局各分  
局、外貨管理部が管轄内の具体的企業の生産経営ニーズと所属する業界の特性、貿易決済  
慣例等の要素に基づき、システムに内で当該企業に対し単独個別に設定するものです。そ  
して下表のように今般本通知によりこの調整比率に対する上限がなくなります。

比率種類	従前	本通知後
輸出貨物代金前受金比率	前12ヶ月の輸出受取外貨の25%	調整比率に対して上限を設定しない
輸入貨物代金延払い比率	累計で前年度輸入外貨支払総額の25%	
前払金比率	前12ヶ月の輸入支払額の10%	

これにより、船舶、大型プラント設備等の企業であるか否かにかかわらず、企業のニーズに応じた調整比率の設定が従来よりも受け入れられるようになることが予想されます。

以 上

\*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。